

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに越前市市税賦課徴収条例第45条の規定により、貴事業所を市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定します。「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書」に基づき、各納税義務者の給与から天引きして納入してください。特別徴収の取扱いや通知書の見方は越前市ホームページをご確認ください。

◆同封物

- ・ 令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)
- ・ 令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書(納税義務者用) ※書面受取のみ
- ・ 納入書 ※電子納税利用者以外の希望者のみ
- ・ 各種チラシ

環境負荷の軽減及び電子化の推進等により、本年度から「総括表」の配布を控えさせていただきます。

各種届出につきましては、eLTAXによる電子申請をご利用いただくか、越前市ホームページからダウンロードして郵送または税務課窓口へご提出ください。なお、いずれの方法も困難である場合は税務課までお問い合わせください。

◆特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)について

特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)は事業所様用の税額通知書です。
受取方法は、「電子(正本)」か「書面」のいずれかです。

★ 受取方法が【電子データ】の事業所様

給与支払報告書を提出する際、受取方法を【電子データ】と選択した事業所様は、税額通知が eLTAX に格納されています。設定されたメールアドレスに税額通知を確認するための保護キーを送付していますので、ご確認ください。

☆ 受取方法が【書面】の事業所様

給与支払報告書を提出する際、受取方法を【書面】と選択した、または紙や光ディスクで提出した事業所様は、郵送にて通知します。

1月31日までに受理した給与支払報告書、4月17日までに受理した給与所得者異動届出書等の内容をもとに作成しています。これ以降に受理した報告書や届出書等は、6月中旬以降に送付の税額変更通知書に反映されます。また、今回の通知に確定申告等の内容が反映されていない場合があります。特別徴収税額に変更があった場合は、同様に6月中旬以降に税額変更通知書を送付します。

◆特別徴収税額通知書(納税義務者用)について

特別徴収税額通知書(納税義務者用)は従業員様用の税額通知書です。

受取方法は、圧着用紙による書面(紙媒体)の他に、電子データでの受け取りが可能となりました。

※電子と書面のいずれの場合も通知書は再発行することができませんのでご注意ください。

★ 受取方法が【電子データ】の事業所様

「電子データを eLTAX で受け取る」と選択された事業所様は、eLTAX に格納された通知書ファイル(ZIP ファイル)とパスワード確認方法の案内ファイル(PDF ファイル)をダウンロードし、各納税義務者(従業員様)へ通知してください。なお、システム処理の集中等により特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)よりも遅れて届く場合がありますので予めご了承ください。

☆ 受取方法が【書面】の事業所様

「書面を郵送で受け取る」と選択された事業所様は、圧着用紙の【書面(紙媒体)】を同封しています。

5月末日までに各納税義務者(従業員様)にお渡しください。

◆特別徴収税額通知(特別徴収義務者用及び納税義務者用)の受取方法を変更したい場合

年度の途中で、受取方法を変更したい場合は、「特別徴収税額通知受取方法変更申出書」を提出してください。なお、受取方法を変更できるのは変更申出書が提出された月の翌月分からです。すでに送付された税額通知書については、変更後の受取方法で再発行はできませんのでご注意ください。

(裏面につづく)

◆納入について

特別徴収税額が変更となった場合は、今回送付した納入書の金額を訂正してご納入ください。変更の都度、納入書は送付いたしません。納入書の金額訂正方法は越前市ホームページに掲載しています。なお、総括表に納入書が必要と選択された場合でも電子納税をご利用の事業所様には送付しておりません。納入書が追加で必要な場合は、越前市ホームページから作成・ダウンロードしてください。

◆特別徴収対象者に異動（追加・退職等）がある場合

以下の届出書を速やかにご提出ください。

- ・ 特別徴収者を追加したい場合 …特別徴収への切替申請書
- ・ 退職・休職者等がいる場合 …給与所得者異動届出書

【注意事項】

- ・ 4/18～5/18 に受け付けた申請・届出書は、6月中旬に変更通知書を送付予定です。その際、追加の場合の特徴開始月は「7月」からになります。
 - ・ 5/19以降に受け付けた申請・届出書は、7月中旬以降に変更通知書を送付予定です。その際、追加の場合の特徴開始月は最短「8月」からになります。
- ※ただし7月から開始を希望する場合は切替申請書の備考欄にその旨を記載してください。

◆各種届出について

- ・ 各種届出及び納入は、eLTAXによる電子申請及び電子納入が便利です。詳しくは、地方税共同機構のホームページをご参照ください。
LTA ホームページ <https://www.lta.go.jp>
eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> ヘルプデスク:0570-081459
(令和8年9月24日以降 LTA ホームページ <https://www.lta.go.jp>)
- ・ 各届出様式は越前市ホームページからダウンロード可能です。(電子メール・FAX での提出不可)
<https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/050/tokutyo.html>

【掲載様式】

・給与所得者異動届出書(退職・転勤等)	・ゆうちょ銀行・郵便局に係る指定通知書
・特別徴収への切替申請書	・特別徴収税額通知受取方法変更届出書
・所在地・名称変更届出書	・納期の特例に関する申請書
・退職所得に係る市県民税納入内訳書	・納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
・給与支払報告書(総括表・仕切紙)	等



越前市ホームページ
「市民税・県民税の給与による特別徴収について」

◆外国人を雇用する事業所様へ

外国人を雇用する場合、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。退職・帰国(出国)する際は、住民税の納め忘れがないよう、以下の手続きをお願いいたします。

- ・ **残りの未徴収税額の一括徴収**
退職時に支給する給与や退職金から残りの未徴収税額を一括徴収することができます。
※1月～5月退職の場合、一括徴収が義務付けられています。
- ・ **納税管理人の選任**
普通徴収に切り替え後の未徴収税額について、出国する前に、日本に居住する人の中から、代わりに納税手続きを行う納税管理人の届出にご協力をお願いいたします。納税管理人は事業所様を選任することができます。新年度の予定納税額の通知が可能な場合がありますので税務課までご相談ください。

◆eLTAX ホームページの更改について(地方税共同機構よりお知らせ)

令和8年9月24日以降、eLTAX ホームページドメインは、LTA ホームページドメインへ統合されます。

(新)LTA ホームページ: <https://www.lta.go.jp>

また、システム更改に伴い、次の期間中、サービスが停止されます。サービス停止期間中は、eLTAX や eL-QR を利用した地方税の電子申告、電子納付等の手続きができないため、ご注意ください。

【サービス停止期間】

令和8年9月19日(土)0:00 ～ 令和8年9月24日(木)8:30(予定)

(原本)複写してお使いください。

退職や休職等により特別徴収ができない場合

FAX不可

eLTAXによる電子申請をご利用いただくか、郵送又は税務課窓口へご提出ください。

市民税・県民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

変更があった場合は速やかに提出してください。

越前市長 殿 令和 年 月 日提出		給与支払者 特別徴収者	所在地	〒									
フリガナ													
氏名又は名称													
法人番号又は個人番号			<small>←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>										
特別徴収義務者指定番号		宛名番号		所属		氏名		電話		内線 ()			
給与所得者	フリガナ												
	氏名												
	生年月日	年 月 日											
	個人番号												
	受給者番号												
	1月1日現在の住所	越前市											
異動後の住所													
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法							
円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 <small>(事由・理由)</small>		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							

1. 特別徴収継続の場合													
新しい勤務先	特別徴収義務者指定番号	<input type="checkbox"/> <small>新規</small>										新しい勤務先へは、月割額 _____円を <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒										受給者番号	納入書の要否 <small>(新規の場合のみ記載)</small> <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1.必要 2.不要
	フリガナ												
	氏名又は名称											内線 ()	

2. 一括徴収の場合											
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。						
		月 日	円								

3. 普通徴収の場合											
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	宛名コード		処理日 / L / M / R 年度		※市記入欄 備考					
		済月 開始 済期 開始 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	処理日 / L / M / R 年度								

(原本)複写してお使いください。

入社等により新たに特別徴収に切り替える場合

FAX不可

eLTAXによる電子申請をご利用いただくか、郵送又は税務課窓口へご提出ください。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収への切替申請書

※4月1日現在65歳以上の方の公的年金に係る市民税・県民税は、給与所得等から特別徴収することはできません。

越前市長 殿	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所 又は 所在地	〒										
		氏名 又は 名称											
		法人番号 又は個人番号											
		特別徴収義務者 指定番号											
令和 年 月 日提出			電話番号										
			部署名 担当者名										
新規事業者の場合のみ記入 (指定番号をもっていない事業者)			氏名(名称) のフリガナ										
			送付先住所 ※ある場合 のみ記入	〒									

次の納税者について 月分 (月 日納入) から特別徴収を希望します。(開始月は、原則として提出時の2か月後からです。) ※3

給与所得者	フリガナ			(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 納付済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	申請理由	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	氏名								
	生年月日	年	月	日	※1			1 入社 2 正社員 3 本人希望 4 復職 5 その他	1. 必要 2. 不要
	受給者番号	※4		円	円	円	.	[]	
	1月1日 現在の住所	越前市			(第 期分まで)				

特記事項 ※至急税額を知りたい場合は、連絡希望の旨を記入してください。

※市記入欄

宛名コード				処理日	/	L	/	M
				賦課年度	R	/	R	
済月	開始	済期	開始	口座	全期・期別・無 停止 ()			
				備考	TEL	済 /		

注意事項

- ※1 二重納付防止のため、普通徴収での納付済分について、必ず本人にご確認ください。
- ※2 原則として、普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切り替えはできません。(1期:6月末、2期:8月末、3期:10月末、4期:1月末 以降は随時期。)
- ※3 申請をいただいてから税額通知の発送まで、およそ半月から1か月半程度かかります。
- ※4 電子での納税通知書(納税義務者用)の受け取る場合は、必ず受給者番号を記載してください。

福井県越前市民の従業員様へ 周知願います。
二次元コードからPDFデータをダウンロードできます。ご活用ください。



コンビニ等の税証明書交付サービス(越前市)は 停止しております

システムの移行に伴い、コンビニ等でのマルチコピー機における税証明書の交付サービスを
一時停止しております。

停止期間	交付停止中の証明書
令和8年1月10日(土) ▶ 令和9年3月31日(水) (令和9年4月1日(木)再開予定)	所得・課税証明書
令和8年1月10日(土) から 当面の間(未定)	納税証明書 資産証明書

本庁舎および支所、各出張所の窓口交付は通常通り行います。
郵便申請、オンライン申請も受け付けております。



オンライン申請なら 自宅で簡単に。

マイナンバーカードとスマートフォン
いつでもどこでも申請できます。
証明書は自宅へ郵送。
市役所に行く必要はありません。

※証明手数料及び郵送料がかかります。

詳しくは越前市ホームページを
ご確認ください。



所得・課税証明書の時間外交付窓口を開設します

※混雑が予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

日時	6/17(水) 6/19(金) 6/23(火) 6/26(金) 6/29(月)	6/21(日)
	17:30 - 20:00	9:00-16:00
場所	越前市役所 本庁1階⑩番窓口 ※北玄関からお入りください。	福井県越前市 総務部 税務課 ☎ 0778-22-3015 (平日8:30~17:15)



いつでも どこでも 申請！

キャッシュレス決済

証明書を自宅へ郵送

税証明書をオンライン申請できます

マイナンバーカード



スマートフォン



※詳しい申請方法等については
越前市ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードとスマートフォン等を利用して、マイナポータルから各税証明書をオンラインで申請し、郵送で受け取ることができます。窓口への来庁や、郵送による申請書類の準備は不要！便利に申請できます。

オンライン申請 かんたん3ステップ

① 越前市ホームページで申請する証明書種類をクリック
申請できる証明書

所得・課税証明書 / 納税証明書 / 完納(滞納なし)証明書 /
固定資産証明書(公課・評価) / 名寄帳

こちらから ↓



② マイナポータルにログイン・証明書の申請

スマートフォンでマイナンバーカード読取 → ログイン
証明書申請に係る必要事項を入力して申請してください。

申請時には、利用者用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)・
署名用電子証明書の暗証番号(6~16桁の英数字)が必要です。



③ 証明書手数料(郵送料含む)の決済

申請内容の審査完了後、マイナポータルから申請に関する連絡が届きます。
マイナポータルにログイン → メニューの申請状況照会から対象の申請を選択 →
記載された決済URLにアクセス → 支払方法を選択し決済

利用できる決済サービス

PayPay / auPAY / d払い / クレジットカード



決済確認後、ご自宅へ郵送いたします。

郵便事情によりですが、届くまで1週間程度かかる場合があります。

越前市 総務部 税務課 (平日8:30~17:15) ☎ 0778-22-3015
〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13-7 越前市役所 10番窓口

令和6年度から

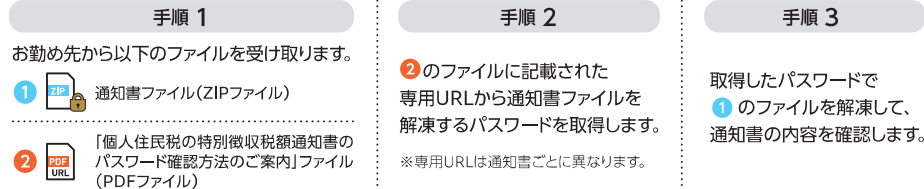
個人住民税 特別徴収税額通知 **納税義務者用** の 電子データでの受け取り が始まります！

1 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データでも受け取れるようになります

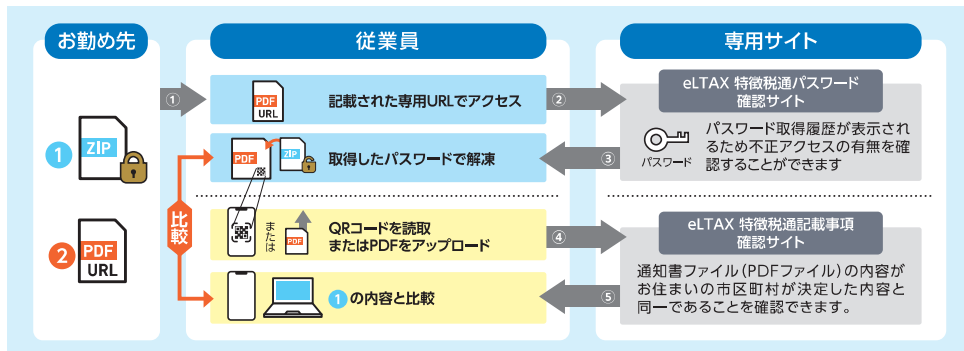
受取方法は**お勤め先(特別徴収義務者)**が選択し、**全従業員(納税義務者)同一**となります。



2 電子データの通知(通知書ファイル等)の受け取りイメージ(※Bの場合)



(留意事項) 通知書ファイルはAES-256形式で圧縮しているため、Windows標準のエクスプローラーでは解凍できません。対応する解凍ソフトを利用してください。対応するソフトはeLTA 特徴税通パスワード確認サイト操作マニュアルを参照ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

パスワード確認サイト、記載事項確認サイトの操作方法について詳しくは裏面へ

通知書ファイル(ZIPファイル)で通知された 通知書内容の確認方法

STEP 1 パスワードを取得する

「個人住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内」のPDFファイルを開き、記載されているURLにアクセス。



アクセスしたページの「パスワードを表示」ボタンを押し、パスワードを表示します。

パスワードを表示

パスワードの表示履歴を残さずかどうかを確認するダイアログが表示されますので、「表示する」を押すと、パスワードが表示されます。

STEP 2 通知書ファイルの暗号化を解除し、通知内容を確認する

通知書ファイル(ZIPファイル)を暗号化形式AES-256に対応した解凍ソフトで解凍します。



「パスワードの入力」を求められるので、STEP1で表示されたパスワードを入力。

0000 OK

解凍された通知書ファイル(PDFファイル)の内容を確認ください。



手順を動画でご紹介
<https://youtu.be/V8XP2Q4-amw>



通知書ファイル(PDFファイル)の内容がお住まいの市区町村から通知された内容と同一であることを確認する方法

STEP 1 サイトにアクセス

以下のURLより「eLTA 特徴税通記載事項確認サイト」へアクセスします。

[https://www.~](https://www.)

<https://www.kakunin.eltax.lta.go.jp/>

STEP 2 QRコードを読み取る

3種類のQR読み取り方法からひとつを選択



- PC、スマートフォンのカメラで読み取る
- QRコードリーダーで読み取る
- 通知書ファイル(PDFファイル)から読み取る

STEP 3 内容が同一であることを確認

お住まいの市区町村が決定した内容が表示されます。通知書ファイル(PDFファイル)の内容と比較し、同一であることを確認できます。



手順を動画でご紹介
<https://youtu.be/NYXm7RigOUY>



特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付を希望する事業者(特別徴収義務者)の皆さまへ
地方税共同機構よりお知らせ

個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付については、事業者様(特別徴収義務者)の皆さまにおいて、「特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ」及び「パスワード取得URLファイル」が格納された「納税義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(電子データ。以下「特徴税通(納税義務者用)」という。)」を PCdesk 等からダウンロードしていただくことにより行われます。

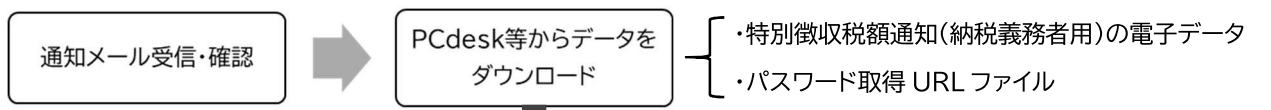
- この「特徴税通(納税義務者用)」は、事業者(特別徴収義務者)の皆さまに関係する市区町村ごとに作成され、準備の整った市区町村分については、電子メールにより、「特徴税通(納税義務者用)」の格納の旨及び保護番号が通知されます(通知メール)。
- この通知メールは、ダウンロードが可能となった日ごとに作成され、1日あたり最大で2回を予定しています。

事業者(特別徴収義務者)の皆さまにおかれましては、この通知メールを受け取られましたら、その都度、ダウンロードを行っていただきますようお願いいたします。

(「特徴税通(納税義務者用)」を複数日分まとめて一括でダウンロードすると、通信回線の混雑等により、多くの時間を要する場合がありますとともに、他の事業者様にも同様の影響を与えるおそれがありますので、ご注意ください。)

なお、「特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書(処分通知等)」と「特徴税通(納税義務者用)」の格納が数日ずれ、通知メールが別々の日に送信される場合がありますので、ご注意ください。

電子データのダウンロードのイメージ



※通知メール受信の都度ダウンロードをお願いします。

○ お願いしたい取扱いの例		× 避けていただきたい取扱いの例	
通知メール	ダウンロード実施	通知メール	ダウンロード実施
5月13日 1通(5件分)	→ 5件分実施(○)	5月13日 1通(5件分)	実施しない
5月14日 1通(10件分)	→ 10件分実施(○)	5月14日 1通(10件分)	実施しない
5月15日 1通(15件分)	→ 15件分実施(○)	5月15日 1通(15件分)	実施しない
5月16日 1通(20件分)	→ 20件分実施(○)	5月16日 1通(20件分)	→ 一括50件分実施(×)

サービス停止のお知らせ

eLTAXは利便性の向上を目指し、令和8年9月にシステムを更改します。
eLTAX更改に伴うサービス停止期間中は電子申告・電子納付等の手続きが
できません。皆様のご理解・ご協力をお願いします。



停止期間

令和8年9月19日(土) 0:00 ~ 9月24日(木) 8:30

令和8年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24	25	26
27	28	29	30			

0:00 から (September 19th)

8:30 まで (September 24th)

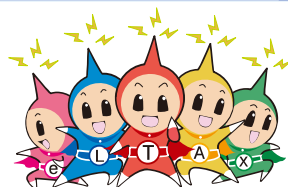
どんな手続きができなくなるの？

- ✕ eLTAXを利用した電子申告・電子納付等
- ✕ eL-QR・eL番号を利用したキャッシュレス納付
(地方税お支払サイト・スマホ決済アプリを利用した納付)
- ✕ OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子申告に伴う電子納付

⚠️ ご注意ください

申告期限や納付期限が過ぎてしまうと
不申告加算金が課されたり
延滞金が生じたりする場合があります。
サービス停止期間を考慮した手続きを
お願いします。

「eLTAXサービス停止」に関するお知らせはeLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/14857>



令和8年9月24日以降

eLTAXが便利になります

✓ サービス提供時間の拡大

24時間365日

電子申告・電子納付等が

できます! ※メンテナンス時間を除く



✓ GビズIDログイン機能の実装

事業者対象

eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ

以後はGビズIDでログインできます!



地方税お支払サイトの名称が変わります

地方税以外の公金も納付できるようになるため ^{エル}eLお支払サイトに名称を改めます。

都道府県や市区町村から届く国民健康保険料・介護保険料・道路占用料等の納付書にeL-QRが

付いていれば ^{エル}eLお支払サイト からキャッシュレス納付できます。

ホームページをリニューアルします

「eLTAXホームページ」と「地方税共同機構ホームページ」を統合して各種情報を分かりやすく提供します。

新 URL <https://www.lta.go.jp/>

※「地方税共同機構ホームページ」のURLに統合

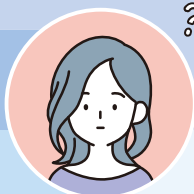


?

PCdesk (DL版) を利用して給与支払報告書を
市区町村に提出しています。
eLTAX更改後も、これまでどおり提出できますか?



eLTAX更改に伴いPCdesk (WEB版) の機能を拡充して
これまでPCdesk (DL版) のみで可能だった手順の一部を
PCdesk (WEB版) を利用する手順に変更します。
eLTAX更改後、給与支払報告書の提出にはPCdesk (DL版)
ではなく、PCdesk (WEB版) をご利用ください。



?

eLTAX更改前に都道府県や市区町村から届いている
eL-QR付き納付書は使えなくなるのでしょうか?



使用いただけます。
eLTAX更改後に、都道府県や市区町村に再送を依頼する必要はありません。
納付期限までに納付してください。
ただし、eLTAX更改に関わらず、都道府県や市区町村が納付書の使用期限を
設定している場合があります。
納付書が使用できなかった場合は、納付書を発行している都道府県や市区町
村へお問い合わせください。

